

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 8 号
件 名	東日本大震災瓦れきの処理に関する安全確保と情報公開を求めること について
紹 介 議 員	中山 均
要 旨	<p>新潟県が東日本大震災で発生した瓦れきの受け入れに慎重な立場をとる中、県内5市が、一般市民への十分な説明も意見を公開された場で聞くこともなく受け入れを発表しました。瓦れきの広域処理という施策については、合理性、安全性の観点からの疑問、あるいは復興に本当に寄与するのかといった疑問が指摘されており、県民、市民を含めたより慎重な議論が必要と思われます。とりわけ5市の受け入れ発表内容は、科学的知見に基づく安全確保、情報公開に関する内容を欠いており、到底認められるものではありません。チェルノブイリ事故時、西欧各国は「人は移動するが物は移動しない」という大原則にのっとり対策を立てました。過去の震災の瓦れきとは異なり、今回の瓦れきは東京電力福島第一原発事故による放射能汚染が危惧されているものであり、稲わらや原木、おがくず、薪など、屋外にあったものには、広い範囲で汚染が確認されています。これらの汚染に加えて、有害化学物質による汚染も十分に確認されているとは言えず、被災地での分別処理、焼却処理についても安全に実施されているのかどうか憂慮されるところです。</p> <p>東日本大震災で発生した瓦れきの処理に関しては、近隣住民のみでなく、新潟県在住者、県内外の消費者が納得のいく施策でなければ、少なからず不安感や風評被害が生じるものと思われます。また、今回の事故でも明らかであるように、放射能の被害は自治体の区割りで線引きできるものではありません。新潟県民及び新潟県の動向に関心を持っている一般市民に対し、適正な情報公開をした上で慎重に議論することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>平成24年 6 月12日</p> <p style="text-align: center;">第 1 項 } 環境建設常任委員会 第 8 項</p>
受 理	平成24年 5 月23日 第 9 5 号

新潟県及び瓦れき受け入れを表明した 5 市には、東日本大震災で発生した震災瓦れきの処理を検討するに当たり、以下のような安全の確保と情報の公開を求めるとともに、県民、市民を広く含めた議論の上で合意が得られない場合は、県内での試験焼却を行わないこと、及び広域処理の中止をするよう、下記のとおり強く求めます。

記

1 現時点における焼却施設及び焼却灰埋め立て処分施設周辺の環境測定と数値の公開

ダイオキシンによる汚染の際、焼却場の煙突から半径 5 キロメートルの範囲で、特に高濃度の汚染が確認されており、東京都の調停事例などでは、「清掃工場焼却炉排出口の中央部を中心とする半径 5 k m の円内」での測定が求められています。放射性物質についても、挙動が解明されていない点から見て同等以上の測定をする必要があると考えます。焼却施設・埋め立て処分施設周辺には、子供が多く集まる公園、学校、幼稚園、保育園などが多く、そういった施設については特に厳重な安全対策が求められます。焼却施設については、半径 5 キロメートルの円内の現時点での土壌調査と空間線量測定、及び半径 20 キロメートル圏内の公園、教育施設のグラウンド、園庭の現時点での土壌調査と空間線量測定を実施し、結果を公開するように求めます。また焼却灰埋め立て処分施設については、現時点での放流水の測定と、半径 5 キロメートルの円内の現時点での土壌調査と空間線量測定、及び半径 20 キロメートル圏内の公園、教育施設のグラウンド、園庭の現時点での土壌調査と空間線量測定を実施し、その数値を公開するよう求めます。

2 震災瓦れきの放射性物質及び有害化学物質の検査方法と結果の公開

震災瓦れきに含まれる放射性物質については、空間線量であるマイクロシーベルトパーアワーのみではなく、含有物としてのベクレルパーキログラム単位で、適正な機器(N a I シンチレーションスペクトロメーター、ゲルマニウム半導体検出器等)を使用した上で正確に含有量を測定し、結果を公開するように求めます。

3 震災瓦れきと一般ごみとの混合率の公開

震災瓦れきと一般ごみを混合して焼却する場合は、混合率を公開することを求めます。

(次項につづく)

	<p>4 焼却開始から終了までの排気中の放射性物質の測定と数値の公開 現在、試験焼却を進める自治体では、焼却処理の途中、一部時間帯の測定しかされていません。焼却処理によって大気中に放出される可能性のある放射性物質について、今現在その挙動は解明されておらず、適切な測定にはなっていません。焼却開始から終了まで、継続して排気中の放射性物質を測定し、数値を公開することを求めます。</p> <p>5 焼却灰に含まれる放射性物質及び有害化学物質の測定と数値の公開 焼却灰に含まれる放射性物質については、含有物としてのベクレルパーキログラム単位で、適正な機器(N a I シンチレーションスペクトロメーター、ゲルマニウム半導体検出器等)を使用した上で正確に含有量を測定し、結果を公開することを求めます。</p> <p>6 焼却灰埋め立て処分施設周辺の環境測定、放流水に含まれる放射性物質(特にセシウム・ストロンチウム)の測定と数値の公開 焼却灰埋め立て処分施設は、現時点で放射性物質の安全管理に対応していないのは明らかです。施設周辺への風雨や自然災害による放射性物質の拡散が発生しないような予防策をとった上で、土壌測定と空間線量測定及び数値の公開を継続して行うこと、また、放流水を排出する前に放射性物質の除去などの安全対策を行った上で、放流水に含まれる放射性物質(特にセシウム・ストロンチウム)の測定と数値の公開を求めます。</p> <p>7 バグフィルターの交換頻度と付着放射性物質の測定及び処分方法の公開 バグフィルターの有効性については、放射性物質に関しては検証されていませんが、従来よりも高い頻度での交換と付着している放射性物質の測定と数値の公開を行うこと、また、その処分が適正にされていることを公開するよう求めます。</p> <p>8 被災地で、適正な分別と、上記のような測定及び安全の確保がされた上で処理されているかどうか、また、測定値を含めた情報公開</p>
--	---